

佐賀県告示第二百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成二十三年八月十九日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

伊万里市二里町大里字濡岩甲一三一の五、甲一三三の三、甲一三三の一、甲一三三の二、甲一三五の四、字中久保甲二八四の二、甲二八九の一、甲二九二の一、甲二九二の二、甲三〇二の一、甲三〇二の三、甲三〇三の一、中里字川向乙一二四〇の二、乙一二四六の一、乙一二四七の一、乙一二五〇の一

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

伊万里市大川町立川字穴嶽二の一七、二の一九、字大光八七の二〇、一八〇、一九二の三三、字東本谷二一〇の五、二二〇の六、二二〇の一四、二二〇の一七、字原三六二、三八三、字日ノ河内八〇四の一、八〇七の一、八六〇の一、一〇六一の四四、字竹野一〇九四の二五、一〇九四の二六、一〇九四の四九、一〇九四の八〇、一〇九四の八三、一〇九四の九六、一

〇九四の二二二、一〇九四の一八四、一一三六の一、一一五四の三、一一五四の四、一一七一の一、一一七一の三、一一七一の五、一一七一の七、字大谷一一七五

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

三 (一) 保安林予定森林の所在場所

西松浦郡有田町黒牟田字後口山丙三三六二の一、丙三三七三の二、丙三三七七の一、丙三三七九の一

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「(一) 次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課並びに伊万里市農山漁村整備課及び有田町農林課に備え置いて縦覧に供す

